

～結婚新生活支援補助金の申請前にご確認ください～



必要書類等チェックリスト



申請する前に、次の書類がそろっているか、記載内容に間違いや漏れなどがないか確認し、チェックしてください。
申請の際は申請書類一式と一緒に、この用紙を提出してください。

申請者氏名	(婚姻時年齢)	歳
配偶者氏名	(婚姻時年齢)	歳

◆全員が提出する書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント
☐	必要書類等チェックリスト（この用紙）
☐	新潟市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ☆ 記入例を参考にご記入ください。 ☐ 日付は提出日になっていますか？ ☐ 賃貸借契約書または売買契約書に記載された契約締結年月日を記載していますか？ ☐ 実際の支払日は領収日(受領日)になっていますか？ ☐ 申請する経費の支払日は、令和7年4月1日以降のものになっていますか？ ☐ 申請者と補助金の受取口座の名義人は同一になっていますか？ ※ 申請者と受取口座の名義人が異なる場合、委任状を併せて提出する必要があります。
☐	同意書兼誓約書（様式第3号） ☐ 日付は提出日（申請書の申請日と同一）になっていますか？
☐	婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本の写し ※コピーではありません。
☐	夫婦の住所が記載された住民票の写し ※コピーではありません。 ☐ 続柄は記載されていますか？ ☐ 発行年月日は3ヵ月以内のものでしょうか？
☐	夫婦の令和7年度（課税）所得証明書（令和6年（2024年）分所得の証明） ☐ 夫婦2人分のもものがそろっていますか？ ※ 所得がない場合も提出が必要です。所得未申告で発行できない場合は申告が必要です。
☐	夫婦の納税証明書（市税に未納がないことの証明） ☐ 夫婦2人分のもものがそろっていますか？

◆該当者のみ提出する書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント
☐	【合計所得が500万円以上で、貸与型奨学金を返済中の方の場合】 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返還証明書など） ☐ 令和6年（2024年1月～12月の1年間）の返済額、返済日が記載されていますか？
☐	【申請者名と受取口座名義人が異なる場合】 委任状 ☐ 委任者が申請者名、受任者が口座名義人になっていますか？ ☐ 日付は、交付申請書（様式第1号）、同意書兼誓約書（様式第3号）と同一ですか？

◆住宅を賃借した場合の提出書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント
☐	賃貸借契約書の写し、重要事項説明書・初期費用請求書等の写し ☐ 契約日、契約物件名、対象経費の金額・内訳、支払方法、借主・貸主双方の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか？
☐	領収書の写し ☐ 交付申請書（様式第1号）に記載した経費のすべてについての領収書がありますか？ ☐ 支払者の氏名・金額・支払の内容・支払日（受領日）・支払先が明記されていますか？ ※ クレジットカード払いで領収書の写しの代わりに利用明細書を提出する場合、カード利用明細書に、支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が記載されていますか？
☐	住宅手当支給証明書 ☐ 夫婦2人分のもものがそろっていますか？ ※ 住宅手当を受けていない場合でも、「手当の支給なし」にチェックをしたものを提出してください。 ※ 申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも必要です。 ※ 自営業である場合、または申請する賃料等の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（様式第3号）にその旨記載しチェックしてください。
☐	【夫婦の一方が婚姻前に入居していた住宅に結婚を機に一方が入居して同居した場合】 ☐ 同居開始日（住民票の住所を定めた日）を記載してください。____年____月____日 ☐ 申請する経費は、同居開始日以降の支払分となっていますか？
☐	【社宅の場合】借上社宅等賃料受領証明書

◆住宅を購入・新築した場合の提出書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント
☐	住宅の契約書または工事請負契約書の写し ☐ 契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主双方の捺印が確認できる範囲の写し（コピー）になっていますか？
☐	領収書の写し ☐ 支払者の氏名・金額・支払の内容・支払日（領収日）・支払先が明記されていますか？
☐	住所番号の変更通知書の写し ☐ 住民票の住所が明記されていますか？

◆引越した場合の提出書類

チェック欄	必要書類・確認ポイント
☐	領収書・見積書等の写し ☐ 支払者の氏名・金額・支払の内容・支払日（領収日）・支払先が明記されていますか？

- 申請書類の準備ができたなら、電話にて事前予約の後、**申請書類とこのチェックリストを一緒に**、こども政策課までご提出ください。（郵送不可、申請者本人または配偶者の方がお越しください。）
- 申請書等をすべて記入し必要書類が揃っている方から順に受付させていただきます。書類の書き方など不明な点がある方は、申請前にご相談いただくことをおすすめします。